



特別管理産業廃棄物処理計画書

2023 年 6 月 26 日

埼玉県知事 殿

提出者

住 所 神奈川県川崎市幸区都町 39 番地 1

氏 名 社会医療法人財団石心会

理事長 石井 暎禧

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 044-511-2266

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会医療法人財団石心会 埼玉石心会病院
事業場の所在地	埼玉県狭山市入間川 2 丁目 37 番地 20 号
計画期間	2023 年 4 月 1 日～ 2024 年 3 月 31 日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

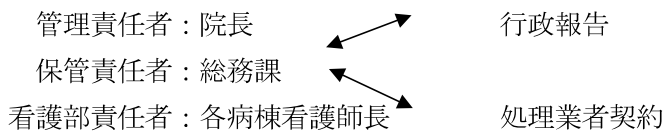
①事業の種類	医療業
②事業の規模	450 床
③従業員数	1259 人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	① 外来や病棟などでの医療行為（感染性廃棄物の発生） ② 外来やナースステーションなど関係者以外の方が触れない場所で一時保管 ③ 感染性廃棄物容器密閉後、鍵の掛かる保管庫内で保管 ④ 収集運搬業者へ委託し中間処理施設で処理

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ① 特別管理産業廃棄物管理責任者 (院長)
- ② 特別管理産業廃棄物実務委員会…総務課
- ③ 各担当課責任者

①～③のフローにて委員会の開催及びトラブル対応を院長中心に行っている。
又、排出状況の把握・分別の周知徹底・意見交換を委員会開催時に実施している。



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度 (2022 年度年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	排出量	430.182 t	0.18 t
(これまでに実施した取組)			
・医療従事者に対する教育や研修会等を通じ、医療行為 (処置) のミスを防止することで、無駄な廃棄物の発生を抑制する。			
・医療系廃棄物 (非感染性) のプラスチック部分を可能な範囲内で分別排出しサーマルリサイクルのように再生利用が可能な焼却施設に処理を委託する。			
・排出抑制の為の分別周知を実施した。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	排出量	420 t	0.15 t
(今後実施する予定の取組)			
・更なる排出削減に向けた啓蒙活動の実施を行うと共に、今後も医療系廃棄物 (非感染性) のプラスチック部分を可能な範囲内で分別排出し、サーマルリサイクルのように再生利用が可能な焼却施設への排出量を増やしていく。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 当院では、医療系廃棄物（非感染性）のプラスチック部分の分別排出を行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) リサイクル可能な焼却施設への排出量を増やすことで、特別管理産業廃棄物排出量の減量を目指していく。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行 った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			

1 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	全処理委託量	430.182 t	0.18 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託 量	430.182 t	0.18 t
	<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>収集運搬・中間処理・最終処分場までに一貫した系列会社に委託している。これにより、廃棄ルートを確認できる取組となっている。</p> <p>焼却灰を溶解し、スラグ（路盤材）や焼成により人口砂（供水防止路盤材）としてできるだけ再利用が可能となるようにリサイクル推進に心掛ける。又、発電等の熱回収利用のできる処理業者へ委託するよう心掛ける。</p>		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	全処理委託量	420 t	0.15 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	420 t	0.15 t
(今後実施する予定の取組)			
<p>今までの取り組みを維持しながら処分場の視察等を計画している。 発電等の熱回収利用のできる処理業者へ委託し、前年度を上回る ように取り組んでいく。</p>			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	430.362 t	
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト導入済		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。